

学校法人函館大谷学園 一般事業主行動計画

学校法人函館大谷学園では、次世代育成支援対策推進法に基づき、教職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることで、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日までの 5年間

2. 計画内容

目標1 育児休業制度の周知と取得促進を図り、男性職員の育児休業取得率を10%以上にする。

〈対策〉

- ・産前産後休業、育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の内容について定期的に周知する。

目標2 年次有給休暇の取得率を向上させ、全職員の年次有給休暇の平均取得日数を年間10日以上にする。

〈対策〉

- ・所属長は、年度途中における所属職員の年次有給休暇取得状況を適宜把握し、取得が少ない職員に対して個別に取得を促す。
- ・長期休業期間を活用し、年次有給休暇の取得を促進する。

目標3 時間外労働時間の削減を図る。

〈対策〉

- ・ペーパーレス化やICTの活用を推進し、業務の効率化を図る。
- ・時間外労働の指示命令の運用を再確認し、適正な管理と改善を行う。